

令和6年能登半島地震に係る災害により被災された皆様へ（短期給付）

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。
共済組合の災害被害に係る取扱いについてお知らせします。

1. 医療機関で提示する「組合員証(保険証)」の取扱い（任意継続組合員を含む）

被災により組合員証及び組合員被扶養者証(以下「組合員証等」)を紛失又は住居等に残したまま避難したために、現在お手元がない場合について、次のような対応を行っています。

① 組合員証等がない場合の医療機関等での受診

被災により、組合員証等を提示できない場合、「氏名」「生年月日」「連絡先（電話番号等）」「組合員の勤務先の名称」などを申し出ることによって医療機関等を受診することができます。

※ 詳しくは、受診する医療機関等でご確認ください。

② 組合員証等の再発行

被災により組合員証等を紛失した場合は、勤務先の市町村等の共済組合担当課で再交付申請を行ってください。なお、勤務先への再交付申請が困難な場合には、直接共済組合保健課（076-263-3367）へご連絡ください。

2. 災害見舞金の給付について

組合員が非常災害（盗難は除く）によって住居や家財に損害が生じたときは、その損害の程度に応じて、「災害見舞金」が給付されます。また一定以上の損害には災害見舞品が支給されることがあります。

「災害見舞金」の支給条件や給付額については、[災害見舞金のページ](#)をご覧ください。

また、支給申請の手続きなど詳細については、勤務先の市町村等の共済組合担当課または直接共済組合保健課（076-263-3367）にお問い合わせください。

3. 一部負担金等の徴収の猶予について

(1) 徴収を猶予する一部負担金等の範囲

保険医療機関等における以下の一部負担金等の支払いについては、組合員又は被扶養者から保険医療機関等への直接の支払いに代えて、共済組合が保険医療機関等に支払うとともに、共済組合が組合員から一部負担金等相当額を徴収する整理とし、その徴収を猶予します。

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額
(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く)
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額
(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く)
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

(2) 対象者の要件

A及びBのいずれにも該当する者であること。

- A. 令和6年能登半島地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の組合員又は被扶養者であること。
- B. 令和6年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③主たる生計維持者が不明である場合
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

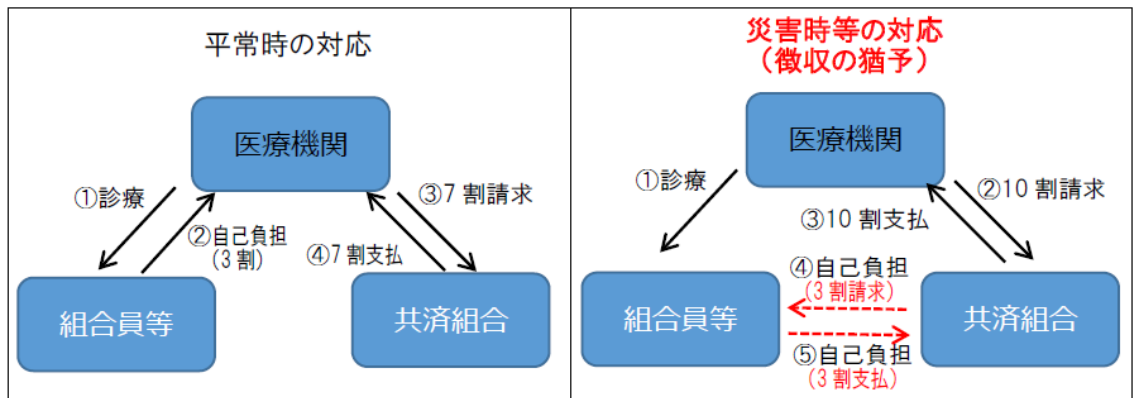
(3) 一部負担金徴収猶予の方法等

上記(2)の要件A及びBのいずれにも該当する者で、一部負担金等の徴収猶予を希望する場合には、その旨を口頭で保険医療機関等の窓口でご申告ください。

なお、徴収を猶予した一部負担金等の請求については、猶予期間終了後に別途通知いたします。

※ 本来、一部負担金等の徴収猶予を受ける場合には、共済組合にその旨を申請し、当該猶予に係る証明書の交付を受けることとされておりますが、災害により保険医療機関における組合員証等の提示ができない場合は、当面の間、当該証明書の交付手続きは省略いたします。

【医療費の窓口負担の支払い猶予（イメージ）】



(4) 取扱いの期間

当面、令和6年4月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和6年4月末まで徴収を猶予します。